

令和4年1月26日

生徒並びに保護者の皆さま

県立村岡高等学校長

まん延防止等重点措置適用期間中の活動について (1月26日時点)

県教育委員会から1月25日付け「まん延防止等重点措置が適用されることを踏まえた学校内での感染防止対策の強化について」の通知がありました。

「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、学校内での感染者数が大幅に拡大することを防止する観点から、まん延防止等重点措置終了までの期間、教育活動を制限します。

については、本通知に従い、県立村岡高等学校として、下記のとおり対応します。
ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 考え方

「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、感染の拡大を防ぐため、

(1) 接触機会を減らします。

特に、最終学年は進路への影響を考慮し、他学年との接触を極力行わないよう留意します。

(2) マスクを外す活動を制限します。

特に、感染リスクが高いとされている活動は行いません。

2 教育活動

(1) 県外での活動は行いません。

(2) 保護者等を学校内に招く行事（※進路指導は除外）は行いません。

3 部活動

(1) 活動は、公式試合関連を除き、県外での活動を行いません。

(2) 練習試合・合同練習・合宿は県内外を問わず、行いません。

ただし、公式試合に向けた県内での練習試合は可とします。

(3) 3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式試合関連を除き、参加を禁止します。

4 その他

(1) 生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合は登校を控えてください。

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。)

(2) 感染の不安・恐れ等から学校生活への心配がある場合は、担任を通じて相談してください。

(3) 必要に応じて、キャンパスカウンセラー（こころの健康相談）及びSNS悩み相談（17:00～21:00）等を活用してください。